

# 次世代法に基づく「第4回 行動計画」

マックスバリュ東海株式会社

子育てを行う労働者等が職業生活と家庭生活を両立することにつながる就業環境を目指すとともに、働きやすい環境をつくることによって、従業員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日 ~ 平成31年2月28日

## 2. 取組内容と実施時期

### 取組1: 両立支援のための制度の拡充

- 平成28年5月～ 年次有給休暇の計画的付与を導入する
- 平成28年7月～ 日給月給制社員を対象に年次有給休暇を半日単位で取得できるようにする
- 平成30年5月～ 年次有給休暇を時間単位で取得できるようにする

### 取組2: 従業員のワークライフバランス支援

- 平成28年5月～ 育児休職を促進するための「短期間育児休業制度」を制定する
- 平成28年5月～ 男性の育児休職モデルを職場ぐるみで実現する
- 平成29年3月～ 育児休職者の職場復帰時の面談を実施し、仕事と育児の両立に配慮した配属を実施する
- 平成29年2月～ 育児・介護に関する諸制度を周知するためのハンドブックを作成する